

2023年6月1日

吸収合併に係る事後開示事項

東京都港区芝浦三丁目1番1号
サントリー食品インターナショナル株式会社
代表取締役 小野 真紀子

サントリー食品インターナショナル株式会社（以下「存続会社」といいます。）及び株式会社九州サンベンド（以下「消滅会社」といいます。）は、2023年3月15日付で締結した吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます。）に基づき、2023年6月1日を効力発生日として、吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いました。本吸収合併に関する会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 本吸収合併が効力を生じた日

2023年6月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

会社法第784条の2の規定に基づき、消滅会社に対して本吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

消滅会社は、会社法第785条第3項の規定に基づき、2023年4月24日に株主に対して通知を行いましたが、同条第1項の規定に従い消滅会社に対して株式の買取りを請求した株主はありませんでした。

(3) 会社法第787条の規定による手続の経過

消滅会社は、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条の規定による手続の経過

消滅会社は、会社法第789条第2項及び第3項並びに定款第5条（公告方法についての定め）の規定に従い、2023年4月24日付で官報及び電子公告による公告を

行いましたが、会社法第 789 条第 1 項の規定に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定される簡易合併に該当する場合のため、同法第 796 条の 2 ただし書きにより、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定される簡易合併に該当する場合のため、同法第 797 条第 1 項ただし書きにより、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

存続会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項並びに定款第 5 条（公告方法についての定め）の規定に従い、2023 年 4 月 24 日付で官報及び電子公告による公告を行いましたが、会社法第 799 条第 1 項の規定に従い異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

存続会社は、効力発生日をもって、消滅会社の資産、負債その他一切の権利義務を承継いたしました。

5. 吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりです。

6. 本吸収合併についての変更登記の日

本吸収合併における存続会社及び消滅会社の変更登記申請は、2023 年 6 月 1 日に行う予定です。

7. その他本吸収合併に関する重要な事項

承継会社は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に従い、2023 年 4 月 24 日付の電子公告において、本吸収合併に係る株主に対する公告を行いました。申述期限までに本吸収合併に反対する旨の通知を行った株主は 1 名であり、その株式の数は 15,200 株でした。当該株式数は、会社法施行規則第 197 条に定める数を下回っていることから、株主総会の決議による本吸収合併

の承認は必要ありません。

以上

別紙

2023年4月24日

吸収合併に係る事前開示事項
(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面)

佐賀県鳥栖市蔵上町字外精27番地1
株式会社九州サンベンド
代表取締役 平田 哲夫

当社は、サントリー食品インターナショナル株式会社（住所：東京都港区芝浦三丁目1番1号、以下「SBF」といいます。）との間で、2023年3月15日付で締結した吸収合併契約に基づき、2023年6月1日を効力発生日として、SBFを吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社として、吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。つきましては、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条の定めに従い、下記のとおり吸収合併契約の内容その他法務省令で定める事項を記載した書面を備え置くことといたします。

記

1. 吸収合併契約の内容に関する事項（会社法第782条第1項）
吸収合併契約書の内容は、別紙1のとおりです。
2. 本吸収合併の対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号）
SBFは、本吸収合併の効力発生日において、当社の発行済株式の全てを所有しているため、本吸収合併に際し、当社の株主に対する金銭等の対価の交付を行いません。
3. 新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第3号）
該当事項はありません。
4. 存続会社に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号、同規則第182条第6項第1号）
 - (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容
SBFの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。
 - (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時決算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

5. 消滅会社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第182条第1項第4号、同規則第182条第6項第2号イ）

当社は、2023年3月15日付で、株式会社ユニオントラスト（以下「UT」といいます。）との間で、吸収分割契約を締結しました。かかる契約に基づく分割により、当社は、2023年6月1日付で、UTに対して、土地を除く当社が2023年6月1日において営む全ての事業（以下「本事業」といいます。）に関して有する一切の権利義務、並びに当社が本事業以外に関して有する権利義務の一部を承継させる予定です。

6. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

SBFの最終事業年度の末日の貸借対照表における資産の額及び負債の額はそれぞれ980,047百万円及び334,531百万円であるところ、本吸収合併の効力発生後のSBFの資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれ、当該資産及び負債の額を踏まえ、SBFの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されていません。

以上より、本吸収合併後においてもSBFの債務の履行の見込みがあると判断いたしました。

以上

別紙 1

吸収合併契約書



吸収合併契約書

サントリー食品インターナショナル株式会社（以下「甲」という。）と株式会社九州サンバンド（以下「乙」という。）は、甲と乙との吸収合併に関し、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収合併）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）し、甲は存続し、乙は解散する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下の各号に掲げるとおりである。

- (1) 甲：吸収合併存続会社
商号：サントリー食品インターナショナル株式会社
住所：東京都港区芝浦三丁目1番1号
- (2) 乙：吸収合併消滅会社
商号：株式会社九州サンバンド
住所：佐賀県鳥栖市蔵上町字外精27番地1

第3条（本合併に際して交付する金銭等及びその割当に関する事項）

甲は、本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）において、乙の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際し、乙の株主に対する金銭等の対価の交付を行わない。

第4条（甲の資本金及び準備金の額）

本合併により変動する甲の資本金及び準備金の額は、以下の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 資本金：変動せず
- (2) 資本準備金：変動せず
- (3) 利益準備金：変動せず

第5条（効力発生日）

効力発生日は、2023年6月1日とする。但し、本合併の手續の進行上必要があるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

第6条（会社財産の承継）

乙は、乙の一切の資産、債務、契約その他の権利義務を効力発生日において甲に承継させ、甲はこれを承継する。

第7条（合併手続）

1. 甲は、会社法第796条第2項に基づき、本契約につき株主総会の承認を得ることなく本合併を行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会において、本契約の承認その他の本合併に必要な事項に関する決議（会社法第319条第1項に基づき株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。）を得るものとする。

第8条（本契約の変更等）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の資産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ、又は生じることが確実と見込まれる場合、その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合は、本契約を変更し、又は本合併を中止することができる。

第9条（本契約の効力）

1. 本契約は、以下の各号に掲げる契約に係る吸収分割及び剰余金の配当の効力が全て発生していることを停止条件として、その効力が発生するものとする。
 - (1) 乙と株式会社ユニオントラストの間の2023年3月15日付吸収分割契約
 - (2) 剰余金の配当として、株式会社サンバンドから同社の株主に対して行われる乙の普通株式の交付
2. 本契約は、効力発生日までに、第7条第2項に定める乙の株主総会における本契約の承認決議が得られなかった場合、その効力を失う。

第10条（その他）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に基づき、甲乙協議の上決定する。

（以下余白）

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有する。

2023年3月15日

東京都港区芝浦三丁目1番1号

甲 サントリー食品インターナショナル株式会社
代表取締役 齋藤 和弘



佐賀県鳥栖市蔵上町字外精27番地1

乙 株式会社九州サンバンド
代表取締役 平田 哲夫





別紙 2

サントリー食品インターナショナル株式会社の
最終事業年度に係る計算書類等

第14期連結計算書類

（自 2022年1月1日）
（至 2022年12月31日）

サントリー食品インターナショナル株式会社

連結財政状態計算書

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産		負債及び資本	
科目	金額	科目	金額
流動資産	606,370	流動負債	504,160
現金及び現金同等物	200,630	社債及び借入金	57,996
売上債権及びその他の債権	270,969	仕入債務及びその他の債務	384,366
その他の金融資産	3,118	その他の金融負債	34,026
棚卸資産	106,086	未払法人所得税等	18,098
その他の流動資産	25,564	引当金	1,417
		その他の流動負債	8,254
非流動資産	1,176,978	非流動負債	219,083
有形固定資産	381,511	社債及び借入金	64,752
使用権資産	48,841	その他の金融負債	44,987
のれん	264,573	退職給付に係る負債	13,732
無形資産	452,444	引当金	5,722
持分法で会計処理されている投資	1,305	繰延税金負債	84,922
その他の金融資産	14,777	その他の非流動負債	4,965
繰延税金資産	6,398		
その他の非流動資産	7,125	負債合計	723,244
		親会社の所有者に帰属する持分	965,220
		資本金	168,384
		資本剰余金	182,229
		利益剰余金	594,773
		自己株式	△0
		その他の資本の構成要素	19,834
		非支配持分	94,883
		資本合計	1,060,104
資産合計	1,783,349	負債及び資本合計	1,783,349

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

（ 自 2022年1月1日
至 2022年12月31日 ）

(単位：百万円)

科目	金額
売上収益	1,450,397
売上原価	△897,879
売上総利益	552,518
販売費及び一般管理費	△420,240
持分法による投資損益	411
その他の収益	19,375
その他の費用	△12,375
営業利益	139,688
金融収益	1,629
金融費用	△2,026
税引前利益	139,291
法人所得税費用	△38,192
当期利益	101,099
当期利益の帰属	
親会社の所有者	82,317
非支配持分	18,781
当期利益	101,099

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結持分変動計算書

（ 自 2022年1月1日 ）
（ 至 2022年12月31日 ）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	親会社の所有者に帰属する持分合計		
当期首残高	168,384	182,423	536,996	△0	△27,210	860,593	83,358	943,952
当期利益			82,317			82,317	18,781	101,099
その他の包括利益					46,412	46,412	9,735	56,147
当期包括利益合計	—	—	82,317	—	46,412	128,729	28,517	157,246
自己株式の取得				△0		△0		△0
配当金			△24,101			△24,101	△16,994	△41,096
非支配持分との取引		△193	193			—	1	1
利益剰余金への振替			△632		632	—		—
所有者との取引額合計	—	△193	△24,541	△0	632	△24,102	△16,992	△41,094
当期末残高	168,384	182,229	594,773	△0	19,834	965,220	94,883	1,060,104

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準（以下、「IFRS」）に準拠して作成しています。なお、同項後段規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

子会社数は74社で、主要な会社はサントリーフーズ(株)、サントリービバレッジソリューション(株)、(株)ジャパンビバレッジホールディングス、サントリープロダクツ(株)、Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd.、Suntory Beverage & Food International (Thailand) Co., Ltd.、FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED、Orangina Schweppes Holding B.V.、Lucozade Ribena Suntory Limited、Pepsi Bottling Ventures LLCです。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社は7社です。

4. 会計方針に関する事項

(1) 連結の基礎

当社グループの連結計算書類は12月31日を期末日とし、当社及びその子会社、並びに関連会社及び共同支配企業に対する当社グループの持分により構成されています。なお、当連結会計年度末において、共同支配企業はありません。

子会社とは、当社グループが支配している企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していることとなります。子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めています。子会社持分を一部処分した際、支配が継続する場合には、資本取引として会計処理しています。非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、親会社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識しています。子会社の非支配持分は、当社グループの持分とは別個に識別しています。子会社の包括利益については、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分に帰属させています。

関連会社とは、当社グループが当該企業に対し、財務及び営業の方針に重要な影響力を有しているものの、支配をしていない企業をいいます。関連会社への投資は、当初取得時には取得原価で認識し、以後は持分法によって会計処理しています。関連会社に対する投資は、取得に際して認識されたのれん（減損損失累計額控除後）が含まれています。

共同支配企業とは、当社グループを含む複数の当事者が経済活動に対する契約上合意された支配を共有し、その活動に関連する戦略的な財務上及び営業上の決定に際して、支配を共有する当事者すべての合意を必要とする企業をいいます。当社グループが有する共同支配企業への投資は、持分法によって会計処理しています。

(2) 企業結合

企業結合は取得法を用いて会計処理しています。取得対価は、被取得企業の支配と交換に譲渡した資産、引き受けた負債及び当社が発行する持分金融商品の取得日の公正価値の合計として測定します。取得対価が識別可能な資産及び負債の公正価値を超過する場合は、連結財政状態計算書においてのれんとして計上しています。反対に下回る場合には、直ちに連結損益計算書において収益として計上しています。非支配持分の追加取得については、資本取引として会計処理しているため、当該取引からのれんは認識していません。

被取得企業における識別可能な資産及び負債は、以下を除いて、取得日の公正価値で測定しています。

- ・繰延税金資産・負債及び従業員給付契約に関連する資産・負債
- ・IFRS第5号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従って売却目的に分類される資産又は処分グループ

仲介手数料、弁護士費用、デュー・デリジェンス費用等の、企業結合に関連して発生する取引コストは、発生時に費用処理しています。

(3) 外貨換算

当社グループの各企業は、その企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨として、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しています。各企業が財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引の換算については、取引日の為替レート又はそれに近似するレートを使用しています。当連結計算書類は当社の機能通貨である日本円により表示しており、百万円未満を切り捨てて表示しています。

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については原則として平均為替レートを用いて日本円に換算しています。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しています。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に損益として認識します。

外貨建取引の期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで換算しています。換算又は決済により生じる換算差額は、損益として認識しています。ただし、その他の包括利益を通じて測定する金融資産、及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益として認識しています。

(4) 金融商品

① 金融資産

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、売上債権及びその他の債権を発生日に当初認識し、その他の金融資産を当該金融資産の契約当事者になった取引日に当初認識しています。金融資産について、損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しています。この分類は、当初認識時に決定しています。

すべての金融資産は、損益を通じて公正価値で測定する区分に分類する場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で測定し、以下の要件を満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産を保有している。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しています。

公正価値で測定する金融資産については、損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有する資本性金融商品を除き、個々の資本性金融商品ごとに、損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しています。

(ii) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、償却原価で測定する金融資産について、実効金利法による償却原価で測定し、公正価値で測定する金融資産については、公正価値の変動額を損益として認識しています。ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識し、認識を中止した場合及び公正価値が著しく下落した場合に利益剰余金に振り替えています。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の損益として認識しています。

(iii) 減損

償却原価で測定する金融資産等に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して損失評価引当金を認識しています。当社グループは、各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しています。

金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を12ヶ月の予想信用損失と同額で測定しています。一方で、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品に係る損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しています。ただし、営業債権等については常に損失評価引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しています。予想信用損失は、信用情報の変化や債権の期日経過情報等を反映する方法で見積っています。当該測定に係る金額は損益で認識し、減損損失認識後に減損損失を減額する事象が発生した場合は、減損損失の減少額を損益として戻し入れています。なお、連結計算書類に表示されている金融資産の減損後の帳簿価額は、獲得した担保の評価額を考慮に入れない、当社グループの金融資産の信用リスクに対するエクスポージャーの最大値です。

(iv) 認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合にのみ金融資産の認識を中止します。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識します。

② 金融負債

(i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債について、損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債のいずれかに分類しています。この分類は、当初認識時に決定しています。すべての金融負債は公正価値で当初測定していますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しています。

(ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、損益を通じて公正価値で測定する金融負債について、売買目的保有の金融負債と当初認識時に損益を通じて公正価値で測定すると指定した金融負債を含んでおり、当初認識後公正価値で測定し、その変動については当期の損益として認識しています。償却原価で測定する金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しています。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の損益として認識しています。

(iii) 認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止します。

③ 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的に強制可能な権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しています。

④ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、為替リスクや金利リスクをそれぞれヘッジするために、為替予約、金利スワップ契約等のデリバティブを利用しています。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初測定し、その後も公正価値で再測定しています。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っています。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでいます。これらのヘッジは、公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺する上で非常に有効であることが見込まれますが、ヘッジ指定を受けたすべての財務報告期間にわたって実際に非常に有効であったか否かを判断するために、継続的に評価しています。

また、リスク管理目的は変わっていないものの、ヘッジ手段とヘッジ対象の経済的關係に変化が生じたため、ヘッジ比率に関するヘッジの有効性の要求に合致しなくなった場合には、適格要件を再び満たすように、ヘッジ比率を調整しています。ヘッジ比率の調整後もなお、ヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合には、当該要件を満たさなくなった部分についてヘッジ会計を中止しています。

ヘッジ会計に関する要件を満たすヘッジは、IFRS第9号に基づき以下のように分類し、会計処理しています。

(i) 公正価値ヘッジ

ヘッジ手段に係る公正価値変動は、損益として認識しています。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定した資本性金融商品をヘッジ対象とした場合の公正価値変動については、その他の包括利益として認識しています。ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動については、ヘッジ対象の帳簿価額を修正し、損益として認識しています。ただし、その他の包括利益に表示することとした資本性金融商品の公正価値変動については、その他の包括利益として認識しています。

(ii) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効部分はその他の包括利益として認識し、非有効部分は直ちに損益として認識しています。その他の包括利益に計上したヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が損益に影響を与える時点で損益に振り替えています。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益として認識している金額は、非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しています。

予定取引又は確定約定の発生が見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を損益に振り替えています。ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がまだ見込まれる場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、当該将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続き資本に計上しています。

(5) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しています。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額です。取得原価は、主として総平均法に基づいて算定しており、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要したすべての費用を含んでいます。

(6) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。取得原価には、資産の取得に直接関連する費用、解体・除去及び土地の原状回復費用、及び資産計上すべき借入コストが含まれています。土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

- ・建物及び構築物 : 3－50年
- ・機械装置及び運搬具 : 2－25年
- ・工具器具及び備品 : 2－20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

(7) 無形資産

無形資産は、当初認識時に取得原価で測定します。無形資産は当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上します。

耐用年数が確定できる無形資産の見積耐用年数のうち、主要なものは以下のとおりです。

- ・商標権 : 5－20年
- ・ソフトウェア : 2－10年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。耐用年数を確定できない無形資産については、償却は行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しています。

のれんは、取得日時時点で測定した取得対価、非支配持分の金額、及び取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の公正価値の合計額から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として測定しています。のれんについては、償却は行わず、每期又は減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施しています。

(8) リース

リース開始日において、使用権資産は取得原価で、リース負債はリース開始日における支払われていないリース料の現在価値で測定しています。原資産の所有権がリース期間の終了時まで当社グループに移転する場合、又は使用権資産の取得原価が購入オプションを行使することを反映している場合には、使用権資産を耐用年数で定額法により減価償却しています。それ以外の場合には、使用権資産を耐用年数又はリース期間の終了時のいずれか短い年数にわたり定額法により減価償却しています。リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しています。

リース期間は、リース契約に基づく解約不能期間に行使することが合理的に確実な延長オプション、行使しないことが合理的に確実な解約オプションの対象期間を調整して決定しています。現在価値の測定に際してはリースの計算利率もしくは追加借入利率を使用しています。

なお、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、リース料総額をリース期間にわたって定額法又はその他の規則的な基礎のいずれかによって費用として認識しています。

(9) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っています。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積っています。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いています。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しています。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しています。当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を決定しています。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に損益として認識します。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額します。

のれんに関連する減損損失は戻し入れません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しています。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、回収可能価額を見直し、減損損失を戻し入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻し入れます。

(10) 従業員退職給付

当社及び一部の子会社は、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を設けています。

当社グループは、確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用を、予測単位積増方式を用いて算定しています。割引率は、将来の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しています。確定給付制度に係る負債又は資産は、確定給付制度債務の現在価値から、制度資産の公正価値を控除して算定しています。確定給付制度の再測定額は、発生した期においてその他の包括利益として一括認識しています。過去勤務費用は、発生した期の損益として処理しています。

確定拠出型の退職給付に係る費用は、関連する役務が提供された時点で費用として認識しています。

(11) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として当社グループが現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いています。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しています。

(12) 収益

当社グループは、飲料・食品の販売を行っています。通常は卸売業者等に物品を引き渡した時点において、顧客が当該物品に対する支配を獲得することで、当社グループの履行義務が充足されるため、物品を引き渡した時点で収益を認識しています。収益は、顧客との契約において約束した対価から、値引、割戻、消費税等の第三者のために回収した税金、販売奨励金及び返品等を控除した金額で測定しています。なお、利息収支は、実効金利法により認識しています。

(13) 政府補助金

補助金交付のための条件を満たし、補助金を受領することに合理的な保証がある場合は、補助金収入を公正価値で測定し、認識しています。発生した費用に対する補助金は、費用の発生と同じ報告期間に収益として計上しています。資産の取得に対する補助金は、資産の帳簿価額から補助金を控除しています。

(14) 法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成されています。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本又はその他の包括利益で認識する項目を除き、損益として認識しています。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局から還付が予想される金額で測定します。税額の算定に当たっては、当社グループが事業活動を行い、課税対象となる損益を稼得する国において、期末日までに制定又は実質的に制定されている税率及び税法に従っています。

繰延税金は、期末日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しています。なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上していません。

- ・ のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・ 企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・ 子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに係る持分に係る将来減算一時差異のうち、予測可能な将来に一時差異が解消しない可能性が高い場合
- ・ 子会社、関連会社に対する投資及び共同支配の取決めに係る持分に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金負債は原則としてすべての将来加算一時差異について認識し、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、すべての将来減算一時差異について認識します。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直し、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しています。未認識の繰延税金資産は毎期再評価し、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識します。

繰延税金資産及び負債は、期末日において制定されている、又は実質的に制定されている法定税率及び税法に基づいて資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税率及び税法によって測定します。

繰延税金資産及び負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、相殺しています。

当社グループは、法人所得税の不確実な税務ポジションが発生する可能性が高い場合には、合理的な見積額を資産又は負債として認識しています。

(15) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する当期損益を、その期間の発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しています。

(16) 売却目的で保有する資産

継続的な使用ではなく、売却により回収が見込まれる資産及び資産グループのうち、1年以内に売却する可能性が非常に高く、かつ現在の状態で即時に売却可能で、当社グループの経営者が売却を確約している場合には、売却目的で保有する資産として分類します。売却目的で保有する資産は、減価償却又は償却は行わず、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか低い方の金額で測定しています。

(重要な会計上の見積り)

のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の評価

(1) 当連結会計年度末の連結計算書類に計上した金額

のれん 264,573百万円

耐用年数を確定できない無形資産 393,961百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テストにおいて回収可能価額を見積もっています。詳細は(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項) (9) 非金融資産の減損をご参照ください。

回収可能価額は、主として事業計画及び事業計画期間後の長期成長率に基づいた見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しています。

減損テストに用いる事業計画は、将来の売上収益及び営業利益に影響を与える飲料市場の成長率、原材料価格及びエネルギー価格高騰の影響に加え、ブランド別の販売戦略、家庭用・業務用等チャネル別の販売戦略、プロモーション戦略の効果の見積り等に基づき策定したものです。また、成長率は、資金生成単位及び資金生成単位グループが属する市場もしくは国における長期の平均成長率を勘案して決定しています。これらが実績と異なった場合、経営成績等に影響を与える可能性があります。

(連結財政状態計算書)

1. 資産から直接控除した引当金

売上債権及びその他の債権 963百万円

その他の金融資産 21百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額(減損損失累計額を含む) 548,339百万円

(連結持分変動計算書)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 309,000,000株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月25日 定時株主総会	普通株式	12,050	39.00	2021年12月31日	2022年3月28日
2022年8月9日 取締役会	普通株式	12,050	39.00	2022年6月30日	2022年9月6日

3. 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年3月24日 定時株主総会決議	普通株式	12,668	41.00	2022年12月31日	2023年3月27日

(企業結合)

(フレッシュコーヒー事業の譲渡)

当社は、アジアパシフィック事業においてオセアニアを中心にフレッシュコーヒー事業を展開したSuntory Coffee Australia Limitedの全株式のUCC ANZ MANAGEMENT PTY LTDへの株式売却を2022年4月1日付で完了しました。

当該株式譲渡における現金による受取対価は21,303百万円(233百万オーストラリアドル)であり、当該株式譲渡に関連する費用を控除した譲渡益16,020百万円を当連結会計年度において「その他の収益」に計上しています。

株式の売却によって子会社でなくなった会社に関する支配喪失時の資産及び負債は以下のとおりです。

支配喪失時の資産及び負債	金額
	百万円
資産	
流動資産	9,312
非流動資産	6,122
資産合計	15,435
負債	
流動負債	2,498
非流動負債	8,071
負債合計	10,570

(ナイジェリアにおける清涼飲料の製造・販売事業の譲渡)

当社子会社のSuntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. (以下「SBFA」)は、アジアパシフィック事業においてナイジェリアにおける清涼飲料の製造・販売に関する事業基盤を担うSuntory Beverage & Food Nigeria Limited (以下「SBFN」)の全株式及びSBFAがSBFNに対して保有する貸付債権のAfrica FMCG Distribution Ltd.への売却を2022年7月29日付で完了しました。

当該株式及び貸付債権の譲渡における現金による受取対価は1,997百万円(15百万米ドル)であり、当該譲渡に関連する費用を控除した譲渡損2,168百万円を当連結会計年度において「その他の費用」に計上しています。

株式の売却によって子会社でなくなった会社に関する支配喪失時の資産及び負債は以下のとおりです。

支配喪失時の資産及び負債	金額
	百万円
資産	
流動資産	5,120
非流動資産	561
資産合計	5,681
負債	
流動負債	3,210
負債合計	3,210

(金融商品)

1. 金融商品の状況

当社グループは、経営活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク・流動性リスク・為替リスク・金利リスク・市場価格の変動リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っています。

また、当社グループは、為替リスク又は金利リスクを回避するためにデリバティブ取引を利用しており、投機的な取引は行わない方針です。デリバティブ取引の実行及び残高等の状況の把握につきましては、当社グループのリスク管理方針に基づき財務部門にて行い、取引実績について随時財務部門担当責任者に報告しています。

(1) 信用リスク管理

信用リスクは、当社グループが保有する金融資産の相手先が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失を発生させるリスクです。また、当社グループで為替リスクや金利リスクをヘッジする目的で行っているデリバティブ取引や、金融機関への余剰資金の預け入れについても取引の相手方である金融機関の信用リスクに晒されています。ただし、信用力の高い金融機関とのみ取引を行っているため、信用リスクに及ぼす影響は限定的です。

当社グループは、事業及び国・地域ごとの与信管理に関する規定等に基づいて、取引先ごとに与信限度額を設定するとともに、期日管理及び残高管理を行っています。当社グループの債権は、広範囲の国・地域に広がる多数の取引先に対するものです。なお、当社グループは、単独の相手先又はその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを有していません。

(2) 流動性リスク管理

流動性リスクは、当社グループが期限の到来した金融負債の返済義務を履行するに当たり、支払期日にその支払を実行できなくなるリスクです。

当社グループは、流動性リスクの未然防止又は低減のため、市場環境や長短のバランスを勘案して、銀行借入等による間接調達のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行等の直接調達を行い、資金調達手段の多様化を図っています。また、一時的な余剰資金は、短期的な預金等の安全性の高い金融資産により運用しています。

当社グループは、年度事業計画に基づく資金調達計画を策定するとともに、継続的にその計画に対する実績を確認することで流動性リスクを管理しています。また、金融機関より随時利用可能な信用枠を確保しており、定期的に、それら信用枠を含めた手許流動性及び有利子負債の状況を当社の社長及び取締役会に報告しています。

(3) 為替リスク管理

当社グループはグローバルに事業活動を行っており、事業活動で外貨建てによる、原料・包材等の購入、商品輸出入等の売買取引、ファイナンス及び投資に関連する市場相場変動による為替リスクに晒されています。

当社グループは、外貨建ての資産と負債や未認識の確定契約が相殺されること、及び合理的に算定できる将来の予定取引を考慮の上、為替予約や通貨オプション等を利用して非機能通貨のキャッシュ・フローについて為替相場の変動によるリスクを回避あるいは抑制しています。したがって、為替リスクに晒されているエクスポージャーは僅少であり、当社グループにとって影響は限定的です。

(4) 金利リスク管理

当社グループは、営業活動や投資活動に係る資金調達に借入及び社債等を用いています。

変動金利の借入金は将来キャッシュ・フローの変動リスクに、また固定金利の借入金は公正価値の変動リスクに、それぞれ晒されています。

当社グループは、将来の金利リスクを軽減し支払利息の固定化及び公正価値の変動の軽減を図るために金利スワップ取引、金利通貨スワップ取引及び金利オプション取引（金利キャップ・スワップ取引）をヘッジ手段として位置づけています。

その結果、当社グループでは金利リスクに対するエクスポージャーは限定的であり、金利リスクが連結損益計算書の税引前利益に与える影響は軽微です。

(5) 市場価格の変動リスク管理

当社グループは、資本性金融商品（株式）から生じる市場価格の変動リスクに晒されており、定期的に市場価格や発行体（取引先企業）の財務状況を把握することでリスクを管理しています。

当連結会計年度末における市場価格の変動リスクが連結計算書類に与える影響は限定的です。

2. 金融商品の公正価値等

(1) 帳簿価額及び公正価値

当連結会計年度末における金融商品の帳簿価額及び公正価値は、以下のとおりです。なお、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっている金融商品及び重要性の乏しい金融商品は、下記の表に含めていません。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
社債	49,945	50,118
借入金	72,803	73,190

(2) 公正価値の測定方法

① 償却原価で測定する主な金融商品

償却原価で測定する主な金融商品に係る公正価値の測定方法は下記のとおりです。

- (i) 現金及び現金同等物、売上債権及びその他の債権、仕入債務及びその他の債務
満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しています。

(ii) 社債及び借入金

社債及び借入金の公正価値は、一定の期間ごとに区分し、債務額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しています。

償却原価で測定する主な金融商品の帳簿価額と公正価値ヒエラルキーは以下のとおりです。

	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
負債：					
償却原価で測定する金融負債					
社債	49,945	—	50,118	—	50,118
借入金	72,803	—	73,190	—	73,190

② 公正価値で測定する主な金融商品

公正価値で測定する主な金融商品の測定方法は下記のとおりです。

(i) デリバティブ資産及びデリバティブ負債

デリバティブ金融商品（為替予約、通貨オプション、金利スワップ、金利通貨スワップ、金利オプション等）の公正価値は、取引先の金融機関から提示された価格に基づいて算定しています。具体的には、例えば、為替予約については、先物為替相場等によって公正価値を算定しており、金利スワップについては、将来キャッシュ・フロー額を満期までの期間及び報告期末日現在の金利スワップ利率により割り引いた現在価値により算定しています。

(ii) 株式

上場株式の公正価値については、期末日の市場価格によって算定しています。非上場株式の公正価値については、主として純資産に基づく評価モデル（株式発行会社の純資産に基づき企業価値を算定する方法）等により測定しています。

公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは以下のとおりです。

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
資産：				
ヘッジ手段として指定した金融資産				
デリバティブ資産	—	1,877	—	1,877
純損益を通じて				
公正価値で測定する金融資産				
デリバティブ資産	—	57	—	57
その他	1,595	79	1	1,675
その他の包括利益を通じて				
公正価値で測定する金融資産				
株式	5,191	—	2,817	8,008
その他	—	—	3	3
負債：				
ヘッジ手段として指定した金融負債				
デリバティブ負債	—	11,204	—	11,204
純損益を通じて				
公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ負債	—	20	—	20

レベル3に分類した金融商品の変動は以下のとおりです。

	純損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産
	百万円	百万円
2021年12月31日	1	2,189
利得及び損失合計	—	160
その他の包括利益	—	160
取得	—	473
その他	—	△2
2022年12月31日	1	2,821

(収益認識)

1. 収益の分解

当社グループが販売する製品区分と事業活動を行うエリア別の売上収益との関連は以下のとおりです。

報告セグメント

	日本	アジア パシフィック	欧州	米州	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
飲料	653,199	322,348	292,297	145,477	1,413,322
健康食品	—	37,074	—	—	37,074
合計	653,199	359,423	292,297	145,477	1,450,397

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 4. 会計方針に関する事項 (12) 収益」に記載のとおりです。

(1株当たり情報)

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 3,123円69銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 266円40銭 |

潜在株式は存在しません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

第14期計算書類

(自 2022年1月1日)
(至 2022年12月31日)

サントリー食品インターナショナル株式会社

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	347,681	流動負債	265,891
現金及び預金	122,013	買掛金	64,904
売掛金	78,207	電子記録債務	12,250
商品及び製品	74	短期借入金	13,003
仕掛品	958	1年内返済予定の長期借入金	30,000
原材料及び貯蔵品	11,919	1年内償還予定の社債	15,000
前渡金	695	未払金	12,608
前払費用	995	未払費用	15,503
短期貸付金	114,899	未払法人税等	3,833
未収入金	14,227	預り金	88,615
その他	3,691	賞与引当金	2,338
		その他	7,833
固定資産	632,312	固定負債	68,639
有形固定資産	59,865	社債	35,000
建物	1,491	長期借入金	29,800
機械及び装置	2,213	退職給付引当金	3,421
工具、器具及び備品	27,419	資産除去債務	390
土地	27,945	その他	28
建設仮勘定	68		
その他	727	負債合計	334,531
無形固定資産	2,336	純資産の部	
ソフトウェア	1,920	株主資本	646,096
のれん	378	資本金	168,384
その他	36	資本剰余金	213,425
投資その他の資産	570,110	資本準備金	145,884
関係会社株式	554,497	その他資本剰余金	67,541
関係会社長期貸付金	9,485	利益剰余金	264,287
差入保証金	142	その他利益剰余金	264,287
長期前払費用	198	固定資産圧縮積立金	984
前払年金費用	3,918	特別償却準備金	216
繰延税金資産	1,800	別途積立金	34,982
その他	68	繰越利益剰余金	228,103
繰延資産	53	自己株式	△0
社債発行費	53	評価・換算差額等	△579
		その他有価証券評価差額金	33
		繰延ヘッジ損益	△613
資産合計	980,047	純資産合計	645,516
		負債純資産合計	980,047

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書

（ 自 2022年1月1日 ）
（ 至 2022年12月31日 ）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		390,429
売上原価		287,080
売上総利益		103,349
販売費及び一般管理費		92,154
営業利益		11,194
営業外収益		
受取利息	1,510	
受取配当金	4,912	
固定資産賃貸料	15,837	
その他	732	22,992
営業外費用		
支払利息	1,316	
社債利息	115	
固定資産賃貸費用	14,657	
その他	217	16,306
経常利益		17,880
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	19,218	
関係会社株式売却益	17,108	
その他	32	36,359
特別損失		
減損損失	206	
その他	10	216
税引前当期純利益		54,022
法人税、住民税及び事業税	6,221	
法人税等調整額	△575	5,645
当期純利益		48,377

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

（ 自 2022年1月1日 ）
（ 至 2022年12月31日 ）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
					固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	168,384	145,884	67,541	213,425	966	325	34,982	203,737	240,012
当期変動額									
剰余金の配当								△24,101	△24,101
当期純利益								48,377	48,377
自己株式の取得									
固定資産圧縮積立金の 積立					17			△17	－
固定資産圧縮積立金の 取崩					△0			0	－
特別償却準備金の取崩						△108		108	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	17	△108	－	24,366	24,275
当期末残高	168,384	145,884	67,541	213,425	984	216	34,982	228,103	264,287

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	621,821	30	165	195	622,017
当期変動額						
剰余金の配当		△24,101				△24,101
当期純利益		48,377				48,377
自己株式の取得	△0	△0				△0
固定資産圧縮積立金の 積立		－				－
固定資産圧縮積立金の 取崩		－				－
特別償却準備金の取崩		－				－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			3	△779	△775	△775
当期変動額合計	△0	24,274	3	△779	△775	23,498
当期末残高	△0	646,096	33	△613	△579	645,516

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ……………時価法

(3) 棚卸資産……………総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 5～50年

機械及び装置 2～17年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。なお、のれんは20年で均等償却し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づいています。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(2) 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、当事業年度末では、年金制度に係る年金資産の合計額が退職給付債務から未認識数理計算上の差異を控除した金額を超過しているため、当該超過額を前払年金費用（投資その他の資産）に計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。

4. 収益および費用の計上基準

当社は、飲料・食品の販売を行っています。通常は卸売業者等に物品を引き渡した時点において、顧客が当該物品に対する支配を獲得することで、当社の履行義務が充足されるため、物品を引き渡した時点で収益を認識しています。収益は、顧客との契約において約束した対価から、値引、割戻、消費税等の第三者のために回収した税金、販売奨励金及び返品等を控除した金額で測定しています。なお、利息収支は、実効金利率により認識しています。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

主に繰延ヘッジ処理を採用しています。また、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を採用しています。

(2) 繰延資産の償却方法及び償却期間

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しています。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

これにより、従来、販売費及び一般管理費に計上していた販売促進費等の顧客に支払われる対価の一部について、売上高から控除する方法に変更しています。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当期首残高から新たな会計方針を適用しています。

この結果、当事業年度の売上高は2,619百万円減少、販売費及び一般管理費は2,619百万円減少しています。なお、営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び繰越利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「固定資産賃貸料」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。なお、前事業年度の「固定資産賃貸料」は265百万円です。

(重要な会計上の見積り)

1. 市場価格のない関係会社株式の評価

(1) 当事業年度末の計算書類に計上した金額

市場価格のない関係会社株式：554,497百万円

主な関係会社株式は、株式会社ジャパンビバレッジホールディングス、Orangina Schweppes Holdings B.V.、Lucozade Ribena Suntory Limitedの株式で、これらの貸借対照表計上額は382,173百万円であります。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、回収可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額を行い、評価差額を損失として計上する方針としています。なお、超過収益力を反映して取得した株式については、超過収益力の毀損が生じるか否かの検討として、取得価額算定の基礎となった買収時の事業計画と当事業年度までの実績数値及び当事業年度に策定された将来の事業計画との比較を実施しています。

事業計画については、原材料価格及びエネルギー価格高騰の影響を受けるため、翌事業年度以降の実績と異なることがあります。実績が異なっていた場合、経営成績等に影響を与える可能性があります。

2. 関係会社貸付金の回収可能性

(1) 当事業年度末の計算書類に計上した金額

短期貸付金：114,899百万円（注）

関係会社長期貸付金：9,485百万円（注）

（注）主な内訳は関連当事者との取引を参照ください。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社貸付金の評価は、当該関係会社の事業計画及び返済計画を基礎として、個別に回収可能性を検討しています。過去の経営成績または将来の事業計画の実現可能性を考慮しても債務の一部を条件どおりに弁済できない可能性がある場合には、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しています。

事業計画については経営環境の変動に係るリスク等により、翌事業年度以降の実績と異なることがあります。実績が異なっていた場合、経営成績等に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	127,214百万円
2. 保証債務	
関係会社に対する債務保証を次のとおり行っています。	
Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd.	69百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	199,680百万円
短期金銭債務	167,170百万円
長期金銭債務	3百万円

(損益計算書)

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高	売上高	383,595百万円
	売上原価	53,073百万円
	販売費及び一般管理費	39,864百万円
営業取引以外の取引による取引高	営業外収益	21,928百万円
	営業外費用	736百万円

2. 特別利益の内容

抱合せ株式消滅差益は、主に当社の子会社であるサントリービバレッジサービス株式会社を分割会社とし当社を承継会社とする共通支配下の吸収分割取引によるものです。

関係会社株式売却益は、当社の子会社であったSuntory Coffee Australia Limitedの全株式を譲渡したことによるものです。

(株主資本等変動計算書)

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 121株

(税効果会計)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

子会社投資等に係る一時差異	11,197百万円
未払金	803百万円
退職給付引当金	1,047百万円
賞与引当金	691百万円
減価償却超過額	378百万円
未払事業税	315百万円
繰延ヘッジ損益	270百万円
資産除去債務	119百万円
その他	36百万円
繰延税金資産小計	14,861百万円
評価性引当金	△11,197百万円
繰延税金資産合計	3,663百万円

2. 繰延税金負債の発生の主な原因

前払年金費用	△1,199百万円
固定資産圧縮積立金	△434百万円
資産除去債務に対応する除去費用	△119百万円
特別償却準備金	△95百万円
その他	△14百万円
繰延税金負債合計	△1,863百万円
繰延税金資産の純額	1,800百万円

(企業結合)

(共通支配下の吸収分割取引)

当社は、2022年1月1日に、当社の子会社であるサントリービバレッジサービス株式会社を分割会社とし当社を承継会社とする吸収分割を完了しました。当該吸収分割の概要は以下のとおりです。

1. 取引の概要

(1) 結合企業の名称	当社
(2) 被結合企業の名称	サントリービバレッジサービス株式会社
(3) 対象となった事業の内容	不動産管理事業及び機材運営管理事業等
(4) 企業結合の法的形式	サントリービバレッジサービス株式会社を分割会社とし当社を承継会社とする吸収分割
(5) 結合後企業の名称	名称の変更はありません。
(6) 取引の目的を含む取引の概要	経営効率の進化のために実施したものです。

2. 実施した会計処理の概要

当該吸収分割は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。

(収益認識)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額	2,089円05銭
2. 1株当たり当期純利益	156円56銭

(関連当事者との取引)

属性	会社等の名称	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	サントリーホールディングス(株)	直接被所有 59.4%	間接業務の委託 役員の兼任	原材料立替払い (注1)	—	買掛金	62,538
子会社	サントリーフーズ(株)	直接所有 100%	当社製品の販売 販売用機材の賃貸 役員の兼任	当社製品の販売 (注2)	383,501	売掛金	77,518
				販売用機材費の 受取(注3)	6,779	未収金	791
				資金の貸借 (注4)	14,911	短期貸付金	14,911
				利息の受取 (注4)	29	—	—
子会社	サントリービバレッジソリューション(株)	直接所有 50% 間接所有 50%	資金の貸借 販売用機材の賃貸 役員の兼任	販売用機材費の 受取 (注3)	8,637	未収金	843
子会社	(株)ジャパンビバレッジホールディングス	直接所有 82.7%	資金の貸借	資金の貸借 (注4)	12,339	預り金	12,339
				利息の支払 (注4)	2	—	—
子会社	サントリープロダクツ(株)	直接所有 100%	製造業務の委託 資金の貸借 役員の兼任	委託加工料の 支払(注2)	51,663	未払金	4,219
				資金の貸借 (注4)	25,757	短期貸付金	25,757
				利息の受取 (注4)	104	—	—
子会社	Orangina Schweppes Holding B.V.	直接所有 100%	資金の貸借 役員の兼任	資金の貸借 (注4)	23,183	短期貸付金	23,183
				利息の受取 (注4)	78	その他 流動資産	6
				有償減資 (注5)	10,735	—	—
子会社	Lucozade Ribena Suntory Limited	直接所有 100%	資金の貸借 役員の兼任	資金の貸借 (注4)	21,768	短期貸付金	34,518
						関係会社 長期貸付金	4,800
						預り金	17,549
				利息の受取 (注4)	552	その他 流動資産	31
				利息の支払 (注4)	228	その他 流動負債	125
子会社	Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd.	直接所有 100%	役員の兼任	有償減資 (注5)	14,120	—	—

属性	会社等の名称	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED	直接所有 100%	資金の貸借 役員の兼任	資金の貸借 (注4)	11,473	短期貸付金	11,496
						預り金	22
				利息の受取 (注4)	132	その他 流動資産	75
				利息の支払 (注4)	1	その他 流動負債	0
子会社	FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED	直接所有 100%	資金の貸借 役員の兼任	資金の貸借 (注4)	20,788	関係会社 長期貸付金	4,685
						預り金	25,473
				利息の受取 (注4)	18	その他 流動資産	18
				利息の支払 (注4)	74	その他 流動負債	60
				増資の引受 (注6)	23,396	—	—
子会社	Suntory International Corp.	直接所有 100%	資金の貸借	資金の貸借 (注4)	14,373	預り金	14,373
				利息の支払 (注4)	210	その他 流動負債	135

取引条件及び取引条件の決定方法等

- (注1) 外部の取引業者等に対する立替払いをサントリーホールディングス株式会社が実施したものであり、親会社との直接的な取引ではないため、取引金額の記載を省略しています。
- (注2) 価格その他の取引条件は、市場価格の実勢を勘案し、交渉の上で決定しています。
- (注3) 販売用機材の賃貸については、当社の原価等を勘案し、決定しています。
- (注4) 資金の貸借は、グループ会社貸付金制度等によるものであり、適用金利については、市場金利を勘案して決定しています。なお、取引金額については期末残高の純額を記載しています。
- (注5) 有償減資は、子会社が行った減資を計上したものです。
- (注6) 増資の引受は、子会社が行った増資を引き受けたものです。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

第14期計算書類

附属明細書

（自 2022年1月1日）
（至 2022年12月31日）

サントリー食品インターナショナル株式会社

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	269	1,322	0	100	1,491	1,144
	機械及び装置	2,571	141	11	488	2,213	4,483
	工具、器具及び備品	664	38,627	903 (14)	10,968	27,419	121,215
	土地	27,070	874	—	—	27,945	—
	建設仮勘定	971	14,469	15,371	—	68	—
	その他	23	793	7	82	727	370
	計	31,572	56,228	16,294 (14)	11,640	59,865	127,214
無形固定資産	ソフトウェア	1,745	1,316	516 (191)	624	1,920	—
	のれん	435	—	—	56	378	—
	その他	35	3	—	2	36	—
	計	2,216	1,319	516 (191)	683	2,336	—

(注1) 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額です。

(注2) 工具、器具及び備品の「当期増加額」の主なものは、サントリービバレッジサービス株式会社の吸収分割によるものです。

(注3) 建設仮勘定の「当期増加額」及び「当期減少額」の主なものは、販売用機材の購入に伴うものです。

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	2,559	2,338	2,559	2,338
退職給付引当金	3,433	370	382	3,421
前払年金費用	△3,847	982	1,054	△3,918

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科目	金額
広告宣伝及び販売促進費	39,533
賞与及び賞与引当金繰入額	3,349
退職給付費用	536
減価償却費	862
支払ロイヤリティ	21,602
その他	26,269
計	92,154

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

第14期事業報告

〔 自 2022年 1月 1日
至 2022年 12月 31日 〕

サントリー食品インターナショナル株式会社

1. グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、お客さまの嗜好・ニーズを捉えた上質でユニークな商品を提案し、お客さまとともに新たなおいしさ、健やかさ、楽しさを創造し続けそれぞれの市場で最も愛される会社となることを目指すという考えのもと、ブランド強化や新規需要の創造に注力したほか、品質の向上に取り組みました。また、各エリアにおいて事業構造改革を進め、収益力の強化にも取り組みました。

2022 年は、主要国における需要回復を着実に捉え、年初より全セグメントでコアブランドへの集中活動を継続した結果、主要国において引き続きシェアを拡大しました。

売上収益は、全セグメントでの販売数量の増加に加え、日本及び海外における価格改定を含めた RGM（レベニューグロースマネジメント）が寄与し、当社グループ合計で過去最高を達成しました。日本、米州に加えて、ベトナムとフランスで売上収益 1,000 億円超えを達成し、海外での収益基盤がより強化されました。

営業利益は、原材料価格・エネルギー価格の高騰及び為替変動によるコスト増の影響を受けましたが、売上収益の伸長とコスト削減活動の徹底により吸収したことに加え、事業ポートフォリオ見直しによる譲渡損益、構造改革費用の計上を含め、当社グループ合計で増益を達成しました。

当期の連結売上収益は 1 兆 4,504 億円（前期比 14.3%増、為替中立 8.1%増）となりました。連結営業利益は 1,397 億円（前期比 17.8%増、為替中立 9.5%増）となりました。また、親会社の所有者に帰属する当期利益は 823 億円（前期比 19.9%増、為替中立 13.2%増）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

なお、当社は、海外事業の迅速な変革の加速と一体経営を行うべく、2022 年 1 月 1 日付で海外組織の改組を実施し、「SBF インターナショナル」を新設しました。これに伴う報告セグメントの変更はございません。

[日本事業]

第 2 四半期以降の需要の回復が継続する中、第 4 四半期において、10 月から実施した価格改定による影響を受けたことにより、2022 年の清涼飲料市場は前期微増（当社推定）にとどまりました。引き続き水・コーヒー・無糖茶カテゴリーを中心にコアブランド強化に取り組み、新商品発売やマーケティング活動が貢献した結果、当社販売数量は前期を大きく上回り、2022 年において過去最高の販売数量を達成するとともに、市場シェアを更に拡大しました。ブランド別には、「サントリー天然水」、「伊右衛門」及び「GREEN DA・KA・RA」が、2022 年において、過去最高の販売数量となりました。「BOSS」は、ブランド全体の販売

数量が前期並みとなりました。発売30周年を迎え、“働く人の相棒”として「BOSS」ならではのマーケティング活動を展開しました。特定保健用食品・機能性表示食品の販売数量は、4月にリニューアルを実施した「特茶」が引き続き好調に推移したことに加え、「伊右衛門 濃い味（機能性表示食品）」、「サントリー烏龍茶 OTTP（機能性表示食品）」がともに増分に寄与しました。

売上収益は、販売数量の増加によりチャネル構成悪化の影響を吸収したことや、10月からの価格改定効果が寄与し、増収となりました。

セグメント利益については、売上収益の伸長やサプライチェーンのコスト削減活動を含めたコストマネジメントを徹底したことにより増分利益を獲得しましたが、原材料市況の高騰及び為替の円安影響が想定を大きく上回ったことを受け、減益となりました。

日本事業の売上収益は6,532億円（前期比3.7%増）、セグメント利益は334億円（前期比18.4%減）となりました。

[アジアパシフィック事業]

アジアパシフィックでは、清涼飲料事業及び健康食品事業のコアブランド集中活動を継続しました。特に、ベトナムの力強い伸長が、事業を大きく牽引しました。

売上収益は、販売数量の伸長に加え、年初より主要市場において機動的な価格改定を実施したことも寄与し、大幅な増収となりました。

セグメント利益については、売上収益の伸長により原材料価格高騰の影響を吸収したことに加え、第2四半期におけるオセアニアのフレッシュコーヒー事業の譲渡を含めた事業ポートフォリオの見直しによる譲渡損益の計上により、大幅な増益となりました。

主要国別には、ベトナムでは、主力のエナジードリンク「Sting」、茶飲料「TEA+」を含め、主要ブランドの販売数量が大きく伸長し、シェアを拡大しました。タイでは低糖製品を含め「Pepsi」が好調に推移し、炭酸カテゴリーの販売数量が伸長しました。健康食品事業では、高インフレに伴う需要減の影響を受ける中、主力の「BRAND'S Essence of Chicken」に引き続き注力し、10月のリニューアル実施やマーケティング活動を強化しました。オセアニアでは、主力ブランドであるエナジードリンク「V」へのマーケティング活動強化により、ニュージーランド及びオーストラリアで引き続き販売数量が前期を上回りました。

アジアパシフィック事業の売上収益は3,594億円（前期比21.4%増、為替中立8.3%増）、セグメント利益は564億円（前期比42.0%増、為替中立28.6%増）となりました。

[欧州事業]

欧州では、年初より需要拡大が継続したことや、好天の影響もあり、フランス、英国、スペインともに販売数量が伸長しました。

価格改定も寄与し、売上収益は大幅な増収となりました。

セグメント利益については、原材料価格及びエネルギー価格高騰の影響が更に拡大しましたが、売上収益の伸長及びコスト削減活動により吸収し、大幅な増益となりました。

主要国別には、フランスでは、好天の影響に加えて、家庭用及び業務用において堅調な需要が継続しました。主力ブランド「Oasis」、「Schweppes」及び「Orangina」の販売数量が二桁増と大きく伸長し、シェアを拡大しました。英国では、主力ブランド「Lucozade」が堅調に推移しました。スペインでは、業務用の需要回復が本格化したことを受け、主力ブランド「Schweppes」の販売数量が大きく伸長しました。

欧州事業の売上収益は 2,923 億円（前期比 24.5%増、為替中立 17.0%増）、セグメント利益は 434 億円（前期比 21.5%増、為替中立 14.1%増）となりました。

[米州事業]

米州では、主力炭酸ブランドや伸長する非炭酸カテゴリーの活動を強化したことにより、販売数量が引き続き堅調に推移しました。

売上収益は、価格改定を含めた RGM も寄与し、大幅な増収となりました。

セグメント利益については、売上収益の伸長により、原材料価格並びに物流費及び人件費高騰の影響を吸収し、大幅な増益となりました。

米州事業の売上収益は 1,455 億円（前期比 34.1%増、為替中立 12.0%増）、セグメント利益は 182 億円（前期比 36.6%増、為替中立 14.0%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、「水と生きる」を掲げる会社として、自然を大切にし、社会を潤し、そして新たな挑戦を続けることを約束します。

また、ビジョンを「お客さまとともに 新たなおいしさ、健やかさ、楽しさを創造し続け それぞれの市場で最も愛される会社となることを目指します」と定めています。

中期経営戦略及び中期経営計画は次のとおりです。

中期経営戦略

グローバル飲料業界において、消費者トレンドの一步先をいく、ユニークなポジションの確立を目指します。

「既存事業で市場を上回る成長」に加え、「新規成長投資による増分獲得」により、2030年売上2.5兆円を目指します。

また、売上成長を上回る利益成長の実現を目指します。

この目標を達成するために、以下の重点項目を中心に積極的に事業展開していきます。

<成長戦略>

First Mover - オーガニック成長

- ・コアブランド イノベーション
- ・新カテゴリーの創造

Game Changer - 非連続な成長

- ・新市場、新飲料モデルの開発
- ・M&Aを積極的に推進

成長を支える取組み

- ・センター オブ エクセレンスとDXの推進
- ・アジアパシフィックリージョンの新設

<構造改革>

- ・日本の自販機事業構造改革
- ・欧州業務用ビジネス構造改革

上記に加え、サステナビリティ経営を推進することで、地域社会へ貢献していきます。

中期経営計画（2021-2023）

中期経営戦略に基づく2023年までの目標は以下のとおりです。

オーガニック成長

（2020年を起点、為替中立）

売上収益

平均年率1桁台半ばの成長

営業利益

平均年率10%以上の成長

営業利益率

2023年 10%以上

※2022年には、売上収益、営業利益で2019年水準を超える

成長投資

成長投資（M&Aを含む）に重点をおく

- ・最大ネットD/Eレシオ1倍が投資上限目安（約7,000億円）
- ・足元では2,000-3,000億円規模を投資枠として設定

2023年は、変動の激しい外部環境が続く想定のもと、たゆみなく事業構造を進化させ、ダイバーシティに富む新経営体制のもと、グローバルで更なる攻勢を仕掛けていきます。コアブランドイノベーションを加速させ、更なる売上成長を目指します。厳しいコスト環境が継続する想定のもと、売上収益の伸長及びサプライチェーンのコスト削減活動の徹底により、利益体質を改善させ、増益を目指します。

加えて、持続的な成長に向けて、引き続きM&A等の投資機会の探索、生産設備の増強、サステナビリティへの取組み・投資強化等、積極的に投資していきます。

サステナビリティの取組みとしては、「人と自然と響きあう」という使命のもと、「環境目標2030」達成に向けた「水」と「温室効果ガス」に関する活動、及び「プラスチック基本方針」に掲げた活動を強化していきます。

[日本事業]

「コアブランドの成長加速」、「自販機事業の構造改革」、「サプライチェーン構造革新」を事業戦略の重点領域とし、売上収益と利益を成長させていきます。マーケティング活動においては、引き続き「サントリー天然水」、「BOSS」、「伊右衛門」、「GREEN DA・KA・RA」及び「特茶」への活動を更に強化していきます。「サントリー天然水」は、独自のブランド価値である“清冽なおいしさ”を引き続き訴求していくことに加え、フレーバーウォーターの活動も強化していきます。「BOSS」は、“コーヒーシリーズ”と“紅茶シリーズ”2本柱の「クラフトボス」で更に活動を強化していきます。缶コーヒー

も、ヘビーユーザーの活性化に向けてマーケティング活動を強化していきます。「伊右衛門」は、更なるブランド成長に向けて、「伊右衛門」、「伊右衛門 濃い味」、「伊右衛門 京都ブレンド」の活動を強化していきます。「特茶」は飲用習慣化の実現に向けて、一層マーケティング活動を強化するとともに、「特茶」独自の機能を訴求していきます。

[アジアパシフィック事業]

アジアパシフィックでは、コアブランドイノベーション及び価格改定を含むRGMによる売上収益の更なる成長を目指します。売上収益の伸長及び生産設備の増強等、コスト削減活動の徹底により、原材料価格・エネルギー価格の高騰によるコスト増を吸収していきます。

ベトナムでは、需要の更なる拡大を踏まえ、エナジードリンク「Sting」や茶飲料「TEA+」等の主力ブランドの更なる成長を図るとともに、営業活動強化にも継続して取り組みます。タイでは、ペプシブランドの強化や生産効率の更なる向上に加えて、高まる健康志向への需要の取り込みに向け、引き続き低糖商品の強化にも取り組みます。健康食品においては、主力の「BRAND'S Essence of Chicken」のマーケティング活動を強化します。オセアニアでは、引き続き主力ブランドであるエナジードリンク「V」に注力します。

[欧州事業]

欧州では、コアブランドイノベーションの継続及び価格改定を含むRGMの徹底により、売上収益の成長を目指します。売上収益の伸長やコスト削減活動及び事業構造改革を継続させることにより、更なるコスト増の影響を吸収していきます。

フランスでは、「Oasis」、「Schweppes」のマーケティング強化に取り組みます。英国では、「Lucozade Energy」への集中投資により、エナジーカテゴリー市場でのシェア拡大を目指します。スペインでは、「Schweppes」を家庭用市場及び業務用市場で活動を強化していくとともに、業務用ビジネスの構造改革を更に推進していきます。

[米州事業]

主力である炭酸カテゴリーの強化を進めるとともに、伸長する非炭酸カテゴリーの更なる拡大に取り組みます。また、価格政策やサプライチェーンの更なる強化を進め、売上収益と利益の成長を加速していきます。

株主の皆様におかれましては、何卒一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第 11 期 2019 年度	第 12 期 2020 年度	第 13 期 2021 年度	第 14 期 (当期) 2022 年度
売上収益 (百万円)	1,299,385	1,178,137	1,268,917	1,450,397
営業利益 (百万円)	113,948	96,177	118,568	139,688
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	68,888	52,212	68,676	82,317
基本的1株当たり当期利益 (円)	222.94	168.97	222.25	266.40
資本合計 (百万円)	837,565	859,556	943,952	1,060,104
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	2,448.44	2,529.95	2,785.09	3,123.69
資産合計 (百万円)	1,567,299	1,574,251	1,676,926	1,783,349

(4) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

当社グループは、ミネラルウォーター、コーヒー飲料、茶系飲料、炭酸飲料、スポーツ飲料、特定保健用食品等の飲料・食品の製造・販売を行っております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

1) 重要な親会社の状況

会 社 名	持 株 数	議決権比率	事業上の関係
サントリーホールディングス株式会社	183,800千株	59.4 %	ブランドロイヤリティ等の支払、原材料立替払い等

(注) 当社は、親会社との重要取引・行為等を実施するに当たっては、社内規程に従い、当該重要取引・行為等を実施する部署において、また、法務部門及び財務・経理部門において、親会社からの独立性の観点も踏まえ、必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性について、事前に確認を行っております。更に、親会社グループから独立した独立社外取締役3名により構成される特別委員会の事前審議・答申を経た上で、取締役会において、必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性について十分に審議した上で意思決定を行っております。事前の審議に加え、事後、審議の内容に基づいて実施されたかどうかについて、社内規程に従い、法務部門、財務・経理部門、内部監査部門によるチェックと、監査等委員会による監査を実施しております。更に、特別委員会及び取締役会に実施状況を報告し、実施結果を確認しております。これらの手続きを踏まえて検討した結果、当社取締役会は、親会社との重要取引・行為等が、必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性があるものとして、当社の利益を害することはないと判断しております。

2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
サントリーフーズ株式会社	1,000 百万円	100.0 %	清涼飲料の販売
サントリービバレッジソリューション株式会社	80 百万円	100.0	清涼飲料の販売
株式会社ジャパンビバレッジホールディングス	100 百万円	82.7	清涼飲料の販売
サントリープロダクツ株式会社	1,000 百万円	100.0	清涼飲料の製造
Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd.	982,996 千 シンガポールドル	100.0	東南アジア地域等における飲料・食品事業の戦略構築とグループ統括
Suntory Beverage & Food International (Thailand) Co., Ltd.	250 百万円 タイバーツ	100.0	健康食品の製造・販売
PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE	198,048 百万円 インドネシアルピア	75.0	清涼飲料の製造・販売
Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.	5,597,429 百万円 ベトナムドン	100.0	清涼飲料の製造・販売
Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd.	16,085,250 千 タイバーツ	51.0	清涼飲料の製造・販売
FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED	446,709 千 ニュージーランドドル	100.0	清涼飲料の製造・販売
FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED	249,200 千 オーストラリアドル	100.0	清涼飲料の販売
Orangina Schweppes Holding B.V.	18 千 ユーロ	100.0	清涼飲料の製造・販売
Lucozade Ribena Suntory Limited	602 百万円 英ポンド	100.0	清涼飲料の製造・販売
Pepsi Bottling Ventures LLC	215,554 千 米ドル	65.0	清涼飲料の製造・販売

- (注) 1. 議決権比率は間接保有を含む比率であります。
2. 当社及び当社の子会社である株式会社ジャパンビバレッジホールディングスが、サントリービバレッジソリューション株式会社の発行済株式の全てを保有しております。
3. Suntory Beverage & Food International (Thailand) Co., Ltd. は、2022年3月1日付で、旧商号 BRAND'S SUNTORY INTERNATIONAL CO., LTD. から現在の商号に変更しました。
4. 当社は、Suntory PepsiCo Investment B.V. の発行済株式の 51.0% を保有しており、同社が Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co.,

Ltd. の発行済株式の全てを保有しております。

(6) 主要な営業所及び工場等 (2022年12月31日現在)

1) 当社

本 社	東京都港区芝浦三丁目1番1号
研 究 所	商品開発センター (神奈川県川崎市)

2) 子会社

セグメント名	会社名	主要拠点	
日本	サントリーフーズ株式会社	本社	東京都港区
		営業所	首都圏支社 (東京都港区) 等
	サントリービバレッジソリューション株式会社	本社	東京都新宿区
		営業所	首都圏第一支社 (東京都新宿区) 等
	株式会社ジャパンビバレッジホールディングス	本社	東京都新宿区
サントリープロダクツ株式会社	本社	東京都港区	
	工場	榛名工場 (群馬県渋川市) 等	
アジアパシフィック	Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd.	本社	シンガポール
	Suntory Beverage & Food International (Thailand) Co., Ltd.	本社	タイ バンコク
	PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE	本社	インドネシア ジャカルタ
	Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd.	本社	ベトナム ホーチミン
	Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd.	本社	タイ バンコク
	FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED	本社	ニュージーランド オークランド
	FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED	本社	オーストラリア ニューサウスウェールズ
欧州	Orangina Schweppes Holding B.V.	本社	オランダ アムステルダム
	Lucozade Ribena Suntory Limited	本社	イギリス ロンドン
米州	Pepsi Bottling Ventures LLC	本社	アメリカ ノースカロライナ

(7) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

セグメント名	従業員数 (名)	前期末比増減 (名)
日本	9,561 [673]	192 [△75]
アジアパシフィック	7,731 [445]	△744 [4]
欧州	3,337 [114]	9 [△5]
米州	2,741 [62]	173 [12]
全社 (共通)	115 [-]	△11 [-]
合計	23,485 [1,294]	△381 [△64]

(注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数は [] 内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 全社 (共通) として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
農林中央金庫	29,000
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレイション・リミテッド	13,003
株式会社三菱UFJ銀行	10,000

(9) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(10) 設備投資の状況

当期の設備投資額は、654億円であります。セグメント別の設備投資額の内訳は次のとおりであります。

セグメント名	設備投資額 (百万円)
日本	30,556
アジアパシフィック	17,923
欧州	9,749
米州	7,159
合計	65,388

1) 当期中に完成した主要な設備

該当事項はありません。

2) 当期継続中又は計画中の主要設備の新設等

セグメント名	設備投資の内容
日本	サントリープロダクツ株式会社サントリー天然水北アルプス信濃の森工場における製造ラインの増設
アジアパシフィック	FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED 新工場の建設
欧州	Orangina Suntory France Production S.a.s Donnery 工場併設の物流倉庫の建設
米州	Pepsi Bottling Ventures LLC Western Optimized Warehouse における製造ラインの増設

(1 1) 重要な企業再編等の状況

2022年1月1日付で当社グループ内の自動販売機事業等の再編手続を実施し、サントリービバレッジサービス株式会社が営む事業及び当該事業に関して有する権利義務を、サントリービバレッジソリューション株式会社等の当社グループ会社に承継させました。

上記再編手続の完了を確認し、サントリービバレッジサービス株式会社の会社としての存立目的がなくなったため、2022年12月1日付で、当社は同社を吸収合併しました。

2. 株式に関する事項（2022年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 480,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 309,000,000 株
- (3) 株主数 39,600 名（前期末比 183 名増）
- (4) 大株主（上位 10 名）

株主名	持株数	持株比率
サントリーホールディングス株式会社	183,800 千株	59.4 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	20,014	6.4
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	7,752	2.5
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	5,533	1.7
SMBC 日興証券株式会社	4,618	1.4
JP モルガン証券株式会社	3,792	1.2
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,737	1.2
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	3,118	1.0
みずほ証券株式会社	2,357	0.7
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	1,897	0.6

(注) 持株比率は、自己株式（121 株）を控除して計算しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 氏名等 (2022 年 12 月 31 日現在)

地 位	氏 名	担当・重要な兼職の状況
代表取締役社長	齋藤 和弘	経営全般 FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED Director FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED Director Suntory Beverage & Food Europe Chairman Orangina Schweppes Holding B.V. Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director
取締役 副社長	木村 穰介	SBF ジャパン CEO サントリーフーズ株式会社取締役 サントリービバレッジソリューション株式会社取締役 サントリープロダクツ株式会社取締役
取締役 副社長	Shekhar Mundlay	SBF インターナショナル CEO Suntory Beverage & Food Asia Pacific Chairman Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE Commissioner Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd. Director Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd. Director Orangina Schweppes Holding B.V. Director Lucozade Ribena Suntory Limited Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director
取締役	Peter Harding	SBF ヨーロッパ CEO Suntory Beverage & Food Europe CEO Orangina Schweppes Holding B.V. Director Lucozade Ribena Suntory Limited Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director
取締役	有竹 一智	サントリーホールディングス株式会社取締役 副社長
取締役	井上 ゆかり	日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長 豊田通商株式会社社外取締役

常勤監査等委員	山崎 雄嗣	サントリーフーズ株式会社監査役 サントリープロダクツ株式会社監査役
監査等委員	内田 晴康	TMI 総合法律事務所弁護士（パートナー）
監査等委員	増山 美佳	増山&Company 合同会社代表社員社長 コクヨ株式会社社外取締役 鴻池運輸株式会社社外取締役

- (注) 1. 井上ゆかり氏、内田晴康氏及び増山美佳氏は社外取締役であります。
2. 当社は、社外取締役である井上ゆかり氏、内田晴康氏及び増山美佳氏を、独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
3. 当社は、有竹一智氏、井上ゆかり氏、山崎雄嗣氏、内田晴康氏及び増山美佳氏との間で会社法第 427 条第 1 項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつ、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として、当社に対し、責任を負うものとしております。
4. 山崎雄嗣氏は、経営企画部門における部門長としての豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度末日後における取締役の担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前の担当	異動後の担当	異動年月日
木村穰介	SBF ジャパン CEO	—	2023 年 1 月 1 日
Shekhar Mundlay	SBF インターナショナル CEO	SBF COO SBF インターナショナル CEO	2023 年 1 月 1 日

6. 当事業年度末日後における取締役の重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前の重要な兼職	異動後の重要な兼職	異動年月日
齋藤和弘	FRUCOR SUNTORY NEW ZEALAND LIMITED Director FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED Director Suntory Beverage & Food Europe Chairman Orangina Schweppes Holding B.V. Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director	Suntory Beverage & Food Europe Chairman	2023年1月1日
木村穰介	サントリーフーズ株 式会社取締役 サントリービバレッ ジソリューション株 式会社取締役 サントリープロダク ツ株式会社取締役	サントリーホールデ ィングス株式会社専 務執行役員	2023年1月1日
Shekhar Mundlay	Suntory Beverage & Food Asia Pacific Chairman Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE Commissioner Suntory PepsiCo Vietnam Beverage Co., Ltd. Director Suntory PepsiCo Beverage	Suntory Beverage & Food Asia Pacific Chairman Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. Director PT SUNTORY GARUDA BEVERAGE Commissioner Suntory PepsiCo Beverage (Thailand) Co., Ltd. Director FRUCOR SUNTORY	2023年1月1日

	(Thailand) Co., Ltd. Director Orangina Schweppes Holding B.V. Director Lucozade Ribena Suntory Limited Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director	NEW ZEALAND LIMITED Director FRUCOR SUNTORY AUSTRALIA PTY. LIMITED Director Orangina Schweppes Holding B.V. Director Lucozade Ribena Suntory Limited Director Pepsi Bottling Ventures LLC Director	
--	--	---	--

7. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、山崎雄嗣氏を常勤の監査等委員として選定しております。
8. 当社は、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、専務執行役員及び常務執行役員、並びに、当社国内子会社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が、填補されることとなります。但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等は補償の対象としないこととしております。

（2）役員等の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、2022 年 6 月 15 日開催の取締役会において、役員等の報酬等の額の決定に関する方針を次のとおり改定しました。

取締役の報酬等は、その役割と責務にふさわしい水準となるよう、業績及び企業価値の向上に対する動機付けや、優秀な人材の確保に配慮した体系としています。

取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の水準及び指標は、構成員の半数以上を社外取締役としている人事委員会において審議し、人事委員会がその妥当性について取締役会に答申します。

取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額は、人事委員会の答申を踏まえて、取締役会から一任された代表取締役社長が決定します。監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員が協議のうえ決定します。

取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容が報酬方針に沿うものであるかは、人事委員会において確認します。取締役会は、人事委員会での確認結果をもって、取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容が報酬方針に沿うものと判断します。

業務執行取締役の報酬等は、固定報酬（月次）と業績連動報酬（年次・3月支払い）としています。なお、外国人の業務執行取締役の報酬等については、海外子会社から支給しており、当社の報酬制度の対象外となりますが、固定報酬と業績連動報酬を併用しており、業績連動報酬については、当社連結営業利益を一つの指標としております。

非業務執行取締役の報酬等は、固定報酬（月次）のみとしています。但し、常勤監査等委員については、業績への寄与を勘案し、報酬等として固定報酬に加え業績連動報酬（年次・3月支払い）を支払っています。

業務執行取締役（外国人の業務執行取締役は除く。）の固定報酬と業績連動報酬の支給割合は、優秀な人材を確保しつつ、業績及び企業価値の向上に対する適切な動機付けが図られるようにするための構成割合となるよう、固定報酬を主としつつ、人事委員会で、ベンチマーク企業群の報酬の動向等を勘案し、定期的に審議することとしています。

固定報酬の水準は、職責を考慮し役位に応じて設定しています。

業績連動報酬については、主として連結営業利益（一時的な収支を除く。）を指標とし、標準業績に対する連結営業利益（一時的な収支を除く。）に連結営業利益（一時的な収支を除く。）等の目標達成率を掛け合わせて算定した業績係数に、更に職責・考課の別に応じて設定した業績連動報酬算出テーブルの金額を掛け合わせてその金額を算定しています。

連結営業利益（一時的な収支を除く。）を指標として選択した理由は、当社グループにおいて連結営業利益（一時的な収支を除く。）を継続的な事業活動の結果が反映された指標として重視していること並びに業績及び企業価値の向上への動機付けへ繋がることにあります。

また、当社は退職慰労金制度及びストックオプション制度は有しておりません。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	固定報酬		業績連動報酬		合計 (百万円)
	支給 人数 (名)	支給額 (百万円)	支給 人数 (名)	支給額 (百万円)	
取締役（監査等委員を除く。） （内社外取締役）	4 (1)	156 (15)	2 (-)	124 (-)	280 (15)
取締役（監査等委員） （内社外取締役）	3 (2)	73 (36)	1 (-)	33 (-)	106 (36)
合計 （内社外取締役）	7 (3)	229 (51)	3 (-)	157 (-)	387 (51)

- (注) 1. 業績連動報酬は、支払予定額であります。なお、業績連動報酬の主な指標である連結営業利益（一時的な収支を除く。）の目標及び実績については開示していませんが、その基礎となる連結営業利益の予想値は140,500百万円で、実績は139,688百万円であります。
2. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2015年3月27日開催の定時株主総会において年額1,000百万円以内（内社外取締役分は年額100百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）と決議いただいております。同定時株主総会終結時の取締役（監査等委員を除く。）の人数は8名（内社外取締役1名）であります。
3. 監査等委員の報酬限度額は、2015年3月27日開催の定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。同定時株主総会終結時の監査等委員である取締役の人数は3名（内社外取締役2名）であります。
4. 外国人の業務執行取締役2名の報酬等については、海外子会社から支給しておりますので、含まれておりません。
5. 取締役会は、代表取締役社長齋藤和弘氏に対し取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社グループ全体の業績等を踏まえて個人別の報酬等の内容を決定するには、代表取締役社長が適任であると判断したためです。当該権限が適切に行使されるようにするための措置として、取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容が報酬方針に沿うものであるかは、人事委員会において確認しており、取締役会は、人事委員会での確認結果をもって、取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容が報酬方針に沿うものと判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

1) 他の法人等における重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

各社外取締役の次の兼職先と当社との間にはいずれも特別な関係はありません。

区分	氏名	重要な兼職の状況
社外取締役	井上 ゆかり	日本ケロッグ合同会社代表職務執行者社長 豊田通商株式会社社外取締役
社外取締役 (監査等委員)	内田 晴康	TMI 総合法律事務所弁護士 (パートナー)
社外取締役 (監査等委員)	増山 美佳	増山&Company 合同会社代表社員社長 コクヨ株式会社社外取締役 鴻池運輸株式会社社外取締役

2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席回数	監査等 委員会 出席回数	発言状況及び社外取 締役について果たす ことが期待される役 割に関して行った職 務の概要
社外取締役	井上 ゆかり	12回/13回	-	企業経営者としての経験と見識を生かした発言により、取締役会において、戦略的な助言・監督を行っております。また、独立した客観的立場で、人事委員会及び特別委員会の委員としての役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	内田 晴康	13回/13回	13回/13回	取締役会での助言・監督に加え、特に、弁護士としての経験と見識を生かした発言により、監査等委員会において実効的かつ高度な監査を行っております。また、独立した客観的立場で、人事委員会の委員及び特別委員会の委員長としての役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	増山 美佳	13回/13回	13回/13回	コーポレート・ガバナンス、人材育成等の分野に関する経験と見識を生かした発言により、取締役会における助言・監督、監査等委員会における監査・

				監督を行っております。また、独立した客観的立場で、人事委員会及び特別委員会の委員としての役割を果たしております。
--	--	--	--	--

(注) 上記の取締役会出席回数に記載の回数のほか、会社法第 370 条及び当社定款第 27 条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が 6 回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額	158 百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金 銭その他の財産上の利益の合計額	198 百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、Suntory Beverage & Food Asia Pte. Ltd. 等 10 社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

(3) 監査等委員会が会計監査人の報酬等について同意をした理由

当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、報告を受けた上で、会計監査人の従前の活動実績及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監査人の活動計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性等について必要な検証を行い、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行状況や当社の監査体制等を勘案して会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、各ステークホルダーとの間の良好な関係を保ち、企業としての社会的責任を果たすべく、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の業務が適正に行われることを確保するため、取締役会において、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）構築の基本方針について次のとおり決議しております。

(1) 当社グループの役員・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、「人と自然と響きあう」という企業理念のもと、「サントリーグループ企業倫理綱領」に基づき、コンプライアンスを重視した経営を行い、法令遵守はもちろんのこと、株主、お客様、お取引先、地域・国際社会、自然環境、従業員等、当社グループが関わるすべてのステークホルダーの期待に応える、より高い水準の倫理的考動を追求し、実践する。
- ② 当社グループは、サントリーグループ企業倫理綱領に基づき、法令及び高い倫理観に則り、公正で透明な活動を展開することを基本方針の一つとし、「法令遵守及び規範・文化の尊重」、「公正な競争」、「腐敗行為の禁止」、「利益相反の監督」、「反社会的勢力との関係遮断・輸出入管理の徹底」、「正確かつ適正な財務・業務に関する記録と開示」を実践する。役員は、法令及び企業倫理の遵守を率先垂範して行うとともにコンプライアンス経営の維持・向上に積極的に努める。
- ③ 当社グループの役員・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、教育・研修活動の推進、管理部門・内部監査部門・内部通報体制の整備・運用、当社子会社への経営支援・助言・監督、その他の取組みを行い、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築・推進を行う。
- ④ コンプライアンス・ホットラインを社内・社外に設置し、当社グループの役員・従業員がコンプライアンス上の問題点について、直接報告できる体制とし、担当部門は、情報の確保に努めた上で、その内容を調査し、必要に応じて関連部署と協議し、是正措置を取り、再発防止策を策定し、当社グループ全体に実施させる。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正な執行に関する健全性を維持するため、内部監査部門を設置し、当社グループのコンプライアンスの状況・業務の適正性に関する内部監査を実施する。内部監査部門はその結果を、適宜、監査等委員会及び代表取締役社長に報告する。

(2) 当社グループにおける情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社グループは、意思決定の透明性及び客観性を確保するため、株主総会議事録、取締役会議事録、その他の重要な意思決定に関する文書等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を法令及び社内規程に従い保存・管理する。

- ② 当社グループは、上記の文書等を閲覧可能な状態に維持し、その閲覧に関する権限、範囲及び手続等を定める。
- ③ 当社グループは、個人情報を含む情報の保護・保存のみならず、情報の活用による企業価値向上を含めた情報セキュリティ体制を構築・推進する。

(3) 当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役会は、当社グループにおけるリスクマネジメント体制の整備・運用を監督し、リスクマネジメントコミッティ、品質保証委員会、サステナビリティ委員会を設置し、その報告を受け、指示を行う。
- ② リスクマネジメントコミッティは、当社グループ全体のリスクマネジメント活動を推進する役割を担い、当社グループにおけるリスクの抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行う。
- ③ 品質保証委員会は、当社グループ全体の品質保証活動を推進する役割を担い、当社グループにおける品質保証上の課題の抽出、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行う。
- ④ サステナビリティ委員会は、当社グループ全体のサステナビリティ経営を推進する役割を担い、社会と事業の持続的な発展に向けて、当社グループにおけるサステナビリティ戦略の立案・推進を行う。

(4) 当社グループの役員・従業員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、当社グループの経営の基本方針を決定する。
- ② 取締役会は、当社グループの役員・従業員が共有すべき全社目標を定め、担当役員は、全社目標達成のための具体的目標及び権限の適切な配分等、当該目標達成のための効率的な方法を定める。
- ③ 担当役員は、目標達成の進捗状況について、取締役会において確認し、具体的な対応策を報告しなければならない。
- ④ 当社グループは、業務執行の適切な分担を実施し、責任権限規程に基づき、効率的な意思決定を図る。

(5) 当社子会社の役員・従業員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ① 取締役会は、当社子会社の業務執行の状況について、定期的に報告を求める。
- ② 役員は、担当する当社子会社の業務執行の状況について、随時、報告を求める。
- ③ 当社は、当社グループの経営戦略、リスクマネジメント及びコンプライアンス経営の推進のため、当社子会社の経営に関する一定の事項について、当社の関連部署との協議・報告又は当社の取締役会による承認を経る体制を整備・運用する。

④ 内部監査部門は、当社子会社に対する内部監査を実施し、その結果を、適宜、当社の代表取締役、担当役員、及び監査等委員会に報告する。

(6) 当社と親会社の適正な関係を確保するための体制

① 当社は、サントリーグループの一員として、グループ一体経営を推進し、サントリーグループのブランド、人的資本、知的財産、その他のグループ経営資源を活用しつつ、一方で、上場会社として求められる経営の独立性を保持し、当社の企業価値の源泉となる主要な経営資源を自らが決定し、保有・確保するとともに、株主間の利益相反問題に配慮しながら当社の持続的成長を図る。

② 当社は、特別委員会を設置し、サントリーグループとの間で行う重要な取引・行為等について、特別委員会による審議・答申を経て、取締役会において意思決定を行うほか、サントリーグループとの取引・行為等の公正性・透明性・客観性を確保するための体制を整備・運用する。

(7) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき役員・従業員に関する事項、当該役員・従業員の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該役員・従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

① 監査等委員会の職務は、内部監査部門において補助する。内部監査部門の役員・従業員の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

② 内部監査部門の役員・従業員は、監査等委員会の職務を補助するに際しては、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従う。

(8) 当社グループの役員・従業員又は当該役員・従業員から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

① 監査等委員会は、監査のため、当社グループの業務及び財産の状況を調査し、当社グループの役員・従業員は、監査等委員会が求めた場合、迅速かつ的確に対応する。

② 当社グループの役員・従業員は、法令等の違反行為等、当社グループに重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合は、直ちに監査等委員会に対して報告を行う。

③ 内部監査部門は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果その他活動状況の報告を行う。

④ コンプライアンス担当部門は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部通報の状況の報告を行う。

- (9) 当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社グループの役員・従業員は、監査等委員会に直接報告を行うことができ、当社は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないようにするための体制を整備・運用する。
- (10) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し会社法第 399 条の 2 第 4 項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
 - ② 当社は、監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、その費用を負担する。
 - ③ 監査等委員会は、当社の役員、内部監査部門及び会計監査人、並びに当社子会社の役員及び内部監査部門らとの意思疎通、連携、及び意見又は情報の交換に努め、実効的な監査の実施に努める。

当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況のうち主なものは、次のとおりです。

（１）業務執行の効率性の向上に関する取組みの状況

- ・当社は、取締役会の決議により、重要な業務執行の一部を取締役に委任し、効率的な意思決定を行っています。
- ・取締役会を 13 回開催し、経営方針、M&A、コーポレート・ガバナンス、サステナビリティ等の様々な経営課題、主要事業における重点課題、業務執行について活発な議論を行いました。
- ・取締役会において、当社グループの月次経営成績が報告され、当社グループにおける経営目標の達成状況、経営課題及びその対応策について確認し、議論を行いました。

（２）リスクマネジメント体制に関する運用状況

- ・リスクマネジメントコミッティを定期的に開催し、中長期的テーマから、直近の外部環境変化に関わるテーマまで、幅広く当社グループのリスク抽出、評価、対応策の立案及び対応状況の進捗確認を行いました。
- ・品質保証委員会を定期的に開催し、品質リスクについて、当社グループにおける品質リスクの抽出と再発防止・未然防止の推進、更に品質リスク低減活動と結果のモニタリングを行いました。

- ・サステナビリティ委員会を定期的開催し、水・温室効果ガス・プラスチックを含めたサステナビリティテーマの活動計画・進捗状況の確認を行いました。また、TCFD提言に沿った形で、サステナビリティに関する機会とリスクについて審議しました。
- ・リスクマネジメントコミッティ、品質保証委員会及びサステナビリティ委員会の活動内容は、取締役会に報告されました。
- ・情報セキュリティについては、情報の適切な保存・管理に向けた各種社内規程を整備しています。また、リスクマネジメントコミッティにおいて対応策を審議するとともに、当社グループ各社にて、情報管理に関する啓発活動を実施する等、不適切な情報管理及び機密情報流出の未然防止に向けた取組みを行いました。

（３）コンプライアンスに対する取組みの状況

- ・サントリーグループ企業倫理綱領の遵守を目的とした研修等を実施しました。
- ・法令違反、不正行為等の未然防止及び早期発見を目的に、コンプライアンス担当部門、法律事務所・内部通報専門業者等の外部の窓口及び監査等委員会に、内部通報の窓口を設けています。これらの窓口の存在については、当社グループイントラネットへの掲載等により、国内外の当社グループの従業員に周知をしています。
- ・通報、相談に対しては、内部窓口担当部門が責任をもって事実を調査し、必要に応じて是正措置・再発防止策を講じています。また、2022年6月1日付公益通報者保護法改正を踏まえ、社内規程を改定し、通報者の不利益取扱い禁止の厳格化等を行いました。
- ・リスクマネジメントコミッティを中心に、当社グループにおける反贈収賄の活動等のコンプライアンス上の課題及びその対応策についても確認し、議論を行いました。
- ・国内では、コンプライアンス経営の浸透度を確認するとともに、良き職場風土の更なる醸成を図るため、従業員の意識調査を実施するとともに、意識調査の結果は、取締役会に報告されました。

（４）監査等委員会に関する運用状況

- ・監査等委員会は、取締役会付議事項を事前審議し、取締役会において監査等委員会として意見表明が必要と判断した場合には、意見表明を行っています。また、各監査等委員も、それぞれの専門的知見から取締役会において意見表明が必要と判断した場合には、意見表明を行っています。
- ・監査等委員会は、常勤監査等委員を中心に、内部監査部門と協働して、監査を行っており、監査計画に基づき、現場の活動を理解した上で、コーポレート・ガバナンス、リスクマネジメント、内部統制の有効性について監査し、直接各リージョンの経営陣に、監査結果を踏まえた提言を行い、経営品質向上に貢献しています。
- ・監査等委員、経営企画部門担当役員等によって構成されるグループ監査委員会を定期的開催し、各リージョンの経営陣から、監査等委員会が提言した事項の改善状況について報告を受け、経営品質向上に貢献しています。
- ・常勤監査等委員は、リスクマネジメントコミッティ等の重要な会議への出席等を通じ、取締役及び執行役員等の業務執行の内容を把握するとともに、その意思決定の過

程や内容について、他の監査等委員に対して適時、適切に共有しています。

（５）内部監査に関する運用状況

- ・当社及び当社グループ各社の内部監査部門は、年間の監査計画に基づき当社及び当社グループ各社の監査を実施しました。
- ・内部監査部門は、取締役会に対し、活動計画及びその進捗を定期的に報告するとともに、内部監査結果について取締役に直接報告を行い、取締役との連携を行っています。

（６）親会社等との取引

- ・当社は、一般株主の方々の利益を保護するための体制として、特別委員会を設置しています。
- ・特別委員会は、サントリーグループとの取引・行為等の公正性・透明性・客観性を確保するため、サントリーホールディングス株式会社を含むサントリーグループとの一定金額以上の取引、及び、ブランド・人材・重要な資産・情報等の当社の企業価値の源泉となる経営資源に関する取引・行為等（以下、あわせて「重要取引・行為等」といいます。）の必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性を検証し、取締役会へ答申を行っています。
- ・特別委員会の委員は、その独立性・客観性を確保するため、サントリーグループからの独立性を有する者でなければならないこととしており、現在は、独立社外取締役3名で構成されています。
- ・サントリーグループとの取引・行為等については、社内規程に従い、取引・行為等を実施する部署において、また、法務部門及び財務・経理部門において、サントリーホールディングス株式会社からの独立性の観点も踏まえ、必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性について、事前に確認を行っています。更に、重要取引・行為等については、特別委員会の事前審議・答申を経た上で、取締役会において、その重要取引・行為等の必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性について十分に審議した上で意思決定を行っています。
- ・事前の審議に加え、事後、審議の内容に基づいた取引・行為等が行われたかどうかについて、社内規程に従い、法務部門、財務・経理部門、内部監査部門による取引・行為等の内容等のチェックと、監査等委員会による監査を実施しています。また、重要取引・行為等については、特別委員会及び取締役会に実施状況を報告し、実施結果を確認しています。
- ・2022年は、特別委員会を合計3回開催し、審議の結果、重要取引・行為等について、必要性・合理性、条件等の妥当性、公正性があることを確認し、取締役会に答申しました。取締役会においても、特別委員会による答申結果を踏まえ、当該重要取引・行為等について、承認しました。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的な利益成長と企業価値向上につながる戦略的投資及び設備投資を優先的に実行することが、株主の利益に資すると考えています。加えて、株主への適切な

利益還元についても経営における最重要課題の一つとして認識し、安定的な配当の維持と将来に備えた内部留保の充実を念頭におき、業績、今後の資金需要等を総合的に勘案した利益還元に努めます。

具体的には、親会社の所有者に帰属する当期利益に対する連結配当性向 30%以上を目安に、利益成長による安定的な増配を目指すとともに、中長期的には資金需要や利益成長等の状況によって、配当性向の向上を図ることも検討します。

当社は、中間配当と期末配当の年 2 回の剰余金の配当を行うことを基本方針としています。

中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日と定款に定めています。

当社は、不測の事態の発生により、定時株主総会を開催することが困難な状況となっても株主総会決議を要せずに機動的に剰余金の配当等を行うことを可能とするため、「剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる」旨を定款に定めており、株主総会及び取締役会のいずれにおいても配当等について決議することが可能な体制としています。

第 14 期事業報告

附属明細書

〔 自 2022 年 1 月 1 日
至 2022 年 12 月 31 日 〕

サントリー食品インターナショナル株式会社

当社役員の重要な兼職については、事業報告の「3. 会社役員の状況 (1) 取締役の氏名等 担当・重要な兼職の状況」をご参照ください。

以上

サントリー食品インターナショナル株式会社

代表取締役社長 齋藤 和弘 殿

2023年2月13日

監査等委員会

監査報告書の提出について

当監査等委員会は、会社法第399条の2第3項第1号に基づき監査報告書を作成しましたので、別紙のとおり提出いたします。

以上

監査報告書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第14期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び主要な使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月13日

サントリー食品インターナショナル株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 山崎 雄嗣

監査等委員 内田 晴康

監査等委員 増山 美佳



(注) 監査等委員内田晴康及び増山美佳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

独立監査人の監査報告書

2023年2月10日

サントリー食品インターナショナル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原伸一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平野礼人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サントリー食品インターナショナル株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、サントリー食品インターナショナル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の監査報告書

2023年2月10日

サントリー食品インターナショナル株式会社

監査等委員会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原伸一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平野礼人

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サントリー食品インターナショナル株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、サントリー食品インターナショナル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第 120 条第 1 項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

独立監査人の監査報告書

2023年2月10日

サントリー食品インターナショナル株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原伸一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平野礼人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サントリー食品インターナショナル株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年2月10日

サントリー食品インターナショナル株式会社

監査等委員会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石原伸一

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平野礼人

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サントリー食品インターナショナル株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上